

出品に関する 誓約書

= 確認事項 =

- 1、出品物は、原則として higoro (ひごろ) スタッフが指定する場所、スペースにお洒落に整頓して陳列してください。また新規出品者にあつては、既存出品者を優先することがありますので、あらかじめご了承ください。
- 2、納品時に陳列スペースが空いていないときは、higoro (ひごろ) スタッフがお預かりし、順次品出し陳列を行います。
- 3、花き園芸・工芸品ともに、提出された出品期間に年間を通じて出品して下さい。
- 4、生花は、透明セロファンで包装し出品してください。
- 5、小売店の取扱商品での仕入れ先ですが、海外産は不可とします。
できるかぎり地元の工芸雑貨などを希望しますが、商品の品揃えなど、店舗の運営上必要と認められる場合は、市外商品も認める事とします。
- 6、店舗を開設していない出品者（小売店以外）は、仕入れを行つての出品はできません。
- 7、出品物及び包装類には、キズ、傷み、劣化、破損、汚れ等がないようにご注意下さい。
該当する出品物がある場合、一旦売場から撤去させていただきます。
また、生花に於いては、透明セロファンにて個々のラッピングを行つて下さい。
- 8、higoro (ひごろ) で講習会や会議・研修等を実施する場合には、積極的に参加してください。
- 9、出品物の搬入・陳列は higoro (ひごろ) スタッフの指示により出品者各自で行つて下さい。
- 10、売れ残りなど引き取りが必要な出品物は、搬入時から午後5時までには必ず引き取つて下さい。
- 11、出品物についての事故やお客様からの苦情は出品者の責任とし、迅速な対応を行つて下さい。
- 12、出品物の破損・紛失等について、道の駅むなかたは一切の責任を負いかねますのでご了承ください。
- 13、出品者が higoro (ひごろ) の運営方針や規定等に反する行為を行つた場合は、出品を停止・取消します。また併せて次年度の更新手続きを認めないことがありますので、ルールを守つて出品して下さい。
- 14、資格審査及び罰則基準に該当する疑いがある場合、スタッフが行う現地調査に協力すると共に、求めに応じて関係資料の提出をして頂きます。
- 15、年間売上高が、花き園芸5万円以下・工芸雑貨品3万円以下に該当した場合は、次年度の更新はできません。
- 16、生花以外の商品に関しては2週間に1度は来店し、スタッフとも円満な関係を築き、自身の商品チェックを行つて下さい。来店時には来店チェック表に記入して下さい。
来店されず改善がないと判断した場合は、出品を停止・取消します。また併せて次年度の更新手続きを認めないことがあります。
- 17、随時、higoro (ひごろ) が様々な規約を定めた場合、その規約に従い品質向上・改善に努めて下さい。
反した場合も出品を停止・取消します。また併せて次年度の更新手続きを認めないことがあります。

私は、FLOWER & CRAFT 「higoro (ひごろ)」出品にあたり、以上確認事項を承諾し出品致します。

令和6年 月 日

氏名：

④